

議案第 78 号

備南競艇事業組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により，備南競艇事業組合規約を次のとおり変更する。

備南競艇事業組合規約の一部を変更する規約

備南競艇事業組合規約（昭和 49 年岡山県指令第 380 号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

備南ボートレース事業組合規約

第 1 条中「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

備南競艇事業組合の規約について，「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改めるため，地方自治法第 290 条の規定により，市議会の議決を経ようとするものである。